

裁判所					年号	出生地	現住所	本籍
月	日	年	月	日				
一四	一一	九	一〇	三一	昭和四十九年十二月二十五日	年出生日の	氏名	おおの
四	一一	九	一一	三一	昭和四十九年十二月二十五日	年出生日の	氏名	あき
一	一一	九	一一	三一	昭和四十九年十二月二十五日	年出生日の	氏名	ひろ
名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる	司法修習生の修習終了	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	司法試験管理委員会	昭和四十九年十二月二十五日	年出生日の	氏名	おおの
東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	昭和四十九年十二月二十五日	年出生日の	氏名	あき
最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	昭和四十九年十二月二十五日	年出生日の	氏名	ひろ

大野晃宏

頃 庁 名

年号月日 事

兼ねて名古屋地方裁判所判事補に補する
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる

最高裁判所

平成一五四一〇

内閣

内閣

裁判所

岡崎簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

一 簡易裁判所判事兼判事補に任命する

内閣

名古屋地方裁判所判事補に任命する

内閣

名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる

内閣

兼ねて名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる

内閣

名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる

最高裁判所

一 判事補兼簡易裁判所判事に任命する

内閣

一 判事補兼簡易裁判所判事補に任命する

内閣

一 判事補兼簡易裁判所判事補に任命する

内閣

一 判事補兼簡易裁判所判事補に任命する

内閣

一 判事補兼簡易裁判所判事補に任命する

内閣

一 判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する

内閣

2丁

		裁判所		年号	月	日	事	項	序	名
平成二〇	四	一	検事二級（東京地方検察庁検事）	に任命する						
ノ	二二	四	一	内閣府事務官（法務省民事局付）	に併任する			法務省		
ノ	二三	四	一	内閣府事務官（公益認定等委員会事務局総務課課長						
				補佐）	に併任する					
				大臣官房公益法人行政担当室参事官補佐に併任する	内閣					
			ノ	二三	四	一	大臣官房公益法人行政担当室参事官補佐の併任を解			
				除する						
				内閣府事務官（公益認定等委員会事務局総務課課長						
				補佐）の併任を解除する						
			ノ	二四	四	一	判事兼簡易裁判所判事に任命する			
			ノ	二五	四	一	東京地方裁判所判事に補する			
			ノ				最高裁判所			
			ノ				盛岡地方裁判所判事に補する			
			ノ				盛岡地方裁判所一関支部勤務を命ずる			
				兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する						

大野晃宏

項 序 名

年号月日 事

盛岡家庭裁判所一関支部勤務を命ずる

一関簡易裁判所判事に補する

一関簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者

に指名する

最高裁判所

平成二八年四月一日 東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

平成二九年四月一日 檢事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省民事局付に充てる

かねて法務省民事局参事官に充てる

法務省

平成二七年七月一日

法務省

令和二年二月一日 かねて法務省証務局参事官に充てる

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省民事局参事官に充てる

法務省民事局参事官に充てることを解く

法務省証務局参事官に充てることを解く

4丁

5丁

裁判所

年号月日

事

項

序

大野晃宏

名

令和三年七月十六農林水産事務官（大臣官房法務支援室長）に併任す

る

農林水産省